

労 基

令和7年2月号

〔発行〕江南労働基準協会

〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1

電話〈0587〉55-2341 携帯070-4470-4797

FAX〈0587〉55-6125

江南労働基準協会

検索

〔印刷〕大和企画株式会社

令和6年愛知の死亡災害発生状況(速報版)

1 死亡災害の発生状況

愛知労働局安全課

愛知県内における労働災害による死亡者数は、年間40人台を中心に推移していたが、令和3年に過去最少の26人まで減少して以降、40人を下回る状況で推移している。

令和6年は、令和7年1月15日現在、死亡者数は29人となり、前年と比較して6人の減少となった。業種別分類でみると、製造業及び陸上貨物運送事業で死亡者数は減少、建設業及び商業で死亡者数が増加した。特に陸上貨物運送事業においては、前年と比較し10人から3人と大幅に減少し、商業においては、前年と比較し4人から8人と大幅に増加した。

年		平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
死亡災害	全産業	46	45	50	26	37	35	29
	製造業	20	9	11	12	8	8	6
	建設業	10	16	13	5	12	6	7
	陸上貨物運送事業	4	5	7	1	6	10	3
	商業	4	7	3	2	2	4	8

(令和6年は、令和7年1月15日現在速報値で未確定、平成30～令和5年は確定値)

2 事故の型別死亡災害発生状況

事故の型別の死亡災害発生状況については、全産業では、墜落・転落及び交通事故(道路)が最も多く38%を占め、次いでははさまれ・巻き込まれで7%となっている。墜落・転落及び交通事故(道路)の事故の型で全体の76%を占めている。

製造業では、従来、機械などによるはさまれ・巻き込まれが多くを占めてきたが、令和6年は10人から2人と大幅に減少した。

建設業では、従前どおり墜落・転落が多く発生する傾向がみられ、2人から5人と増加した。

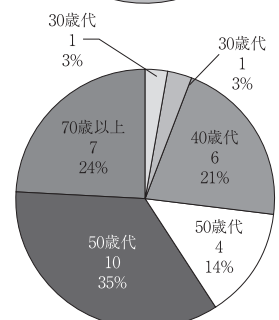
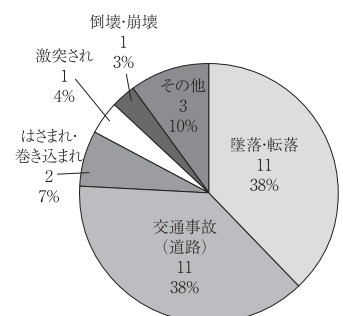
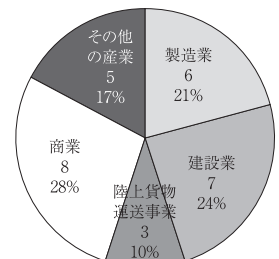
商業では、8人に増加しており、平成30年以降最も多く発生している。うち6人は出張作業中の交通事故で死亡している。

陸上貨物運送事業は昨年と比べ、全体の件数自体は減少しているが、墜落・転落災害については、1人から2人に増加している。

3 年齢別死亡災害発生状況

年齢別の死亡災害発生状況については、60歳代が最も多く全体の35%を占め、次いで70歳以上が24%、40歳代が21%を占めている。

60歳以上が全体の約60%を占めている。



愛知労働局からのお知らせ

化学物質管理強調月間が創設されました

【労働衛生課】

・・・・・・令和6年度を初年度とし毎年2月に・・・・・・

厚生労働省では、産業界における自律的な化学物質管理活動を推進するとともに、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るため、令和6年度を初年度として、毎年2月を化学物質管理強調月間とし、化学物質に関する様々な啓発活動等を行うこととしています。

化学物質管理と聞くと、「製造業などの工業的な業種のもの」と思われがちですが、化学物質とは縁遠いイメージのある非工業的な業種においても、実はこれらに起因する労働災害が多く発生しています。また、それだけでなく、令和6年4月には、規制対象となる化学物質の種類が大幅に拡大される等の法令改正も行われており、職場における適切な化学物質管理の実施が強く求められています。

愛知労働局では、化学物質管理についての基本的な考え方をまとめたパンフレットを作成しているほか、強調月間中に説明会等を実施することとしています。

ぜひ、これらを参考として、職場における化学物質管理の推進を図っていただきますようお願いいたします。

=令和6年度化学物質管理強調月間実施要綱=

1. スローガン 「正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう」
2. 期 間 2月1日から2月28日まで
3. 主唱者 厚生労働省、中央労働災害防止協会



【パンフレットのご案内】



【説明会等のご案内】

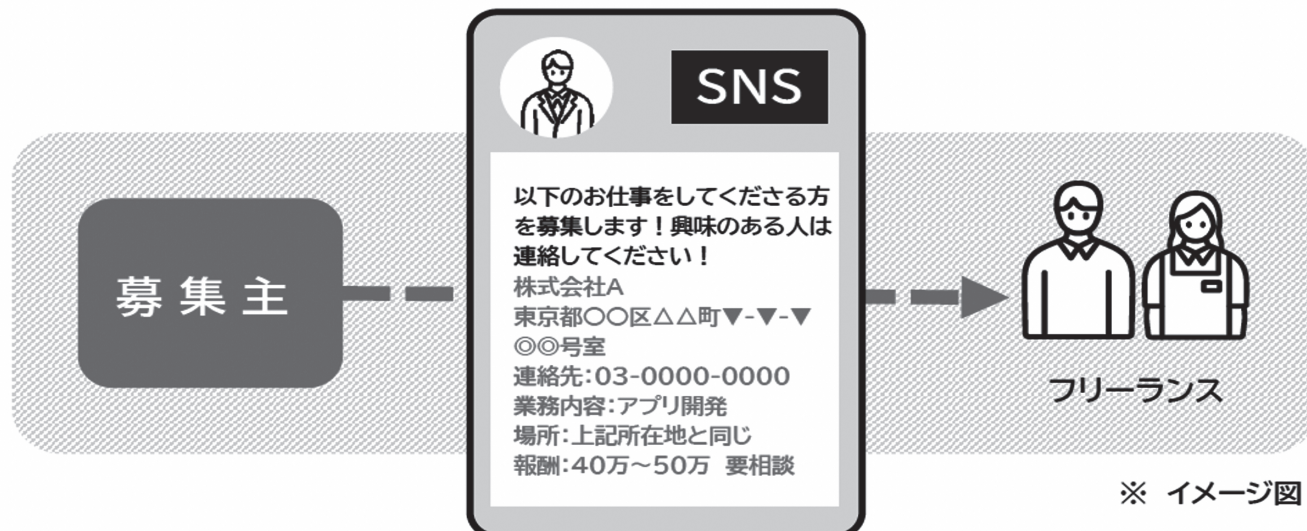


フリーランスに業務委託をする企業の皆さまへ

【指導課】

SNS等を通じてフリーランスの募集を行う際には
氏名(名称)・住所・連絡先・業務の内容・業務に
従事する場所・報酬を記載しましょう

募集主の皆さまは、インターネットやSNS等でフリーランスを募集する際はこれらの情報が記載されていない場合は法令違反となりますので注意してください。



令和7年1月1日以降報告分から労働者死傷病報告が、原則、電子申請になり、様式23号、様式24号が参考様式に統一されました。

第九十七条（労働者死傷病報告）

事業者は、労働者が労働災害その他就業中又はその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒（以下「労働災害等」という。）により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

- 一～八号 省略
- 九号 休業見込期間又は死亡日時
- 十号 労働災害等により死亡し、又は休業した労働者が外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の一の表の外交又は公用の在留資格をもつて在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者を除く。）である場合はその国籍又は地域の名称及び在留資格の区分
- 十一号 労働災害等の発生日時、発生場所の所在地、発生状況及びその略図並びに原因

2 前項の場合において、休業の日数が四日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事実について、それぞれの期間における最後の月の翌末日までに、電子情報処理組織を使用して、同項各号（第九号を除く。）に掲げる事項及び休業日数を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和七年一月一日から施行する。

（経過措置）

第三条 事業者は、当分の間、第五条の規定による改正後の労働安全衛生規則（以下「新安衛則」という。）第九十七条第一項に規定する方法による同項の報告に代えて、同項各号に掲げる事項を記載した書面により当該報告をすることができる。

第四条 事業者は、当分の間、新安衛則第九十七条第二項に規定する方法による同項の報告に代えて、同条第一項各号（第九号を除く。）に掲げる事項及び休業日数を記載した書面により当該報告をすることができる。

労働者死傷病報告

様式23号（第97条関係）（表紙）

様式24号（第97条関係）

労働者死傷病報告

年 月 から 年 月 まで

様式24号

年 月 日 事業所長氏名

労働基準監督署長 殿

【令和7年1月1日以降】

労働者死傷病報告

参考様式に統一される

年 月 日 事業所長氏名

労働基準監督署長 殿

受付印

【令和6年12月31日まで】

様式24号（第97条関係）

労働者死傷病報告

年 月 から 年 月 まで

年 月 日 事業所長氏名

労働基準監督署長 殿

【令和7年1月1日以降】

Aさん Bさん Cさん

労働者死傷病報告

年 月 から 年 月 まで

年 月 日 事業所長氏名

労働基準監督署長 殿

受付印

被災労働者が複数人いた場合、1枚の様式で複数人報告が可能だった

被災労働者が複数人いる場合、被災労働者ごとに報告が必要になる

安全管理者等選任報告、定期健診結果報告、ストレスチェック結果等報告、歯科健診結果報告、有機健診結果報告、じん肺健康管理実施状況報告についても、原則、電子申請が義務化されました。電子申請の方法については、1月10日に開催した説明会の資料を当分の間、当協会HP「お知らせ」に掲載しますので参考にご覧ください。

新年安全祈願・賀詞交歓会を開催

江南労働基準協会総務部会・建災防江南分会

1月7日(火)、江南労働基準監督署の梅本署長をお迎えして、新年安全祈願を岩倉の神明大一社にて、賀詞交歓会をルートイングランティア小牧にて開催しました。

安全祈願は、神明大一社の拝殿において、宮司により参加者及び会員各社の健康と労働災害の根絶を祈願して祝詞（のりと）の奏上がなされ、続いて梅本署長、鹿間会長（石塚硝子(株)）、玉邑安全部会長代理（ヤマザキマザック(株)）、一柳建災防江南分会長（丸周建設(株)）、永井建災防安全衛生部会長（(株)永井組）が代表となり一同柏手（かしわ）による玉串奉奠を行い、安全祈願を終了いたしました。

その後、ルートイングランティア小牧に移動し、賀詞交歓会を開催しました。賀詞交歓会では、生駒総務部会長（(株)青山製作所）の司会で、最初に、鹿間会長、梅本署長の新年挨拶のあと、佐々木副会長（(株)東海理化）の音頭で乾杯を行い、参加者は和やかに歓談しました。今回は、特別企画を用意しませんでしたでしたが、楽しいひとときもあっという間に過ぎ、中締めとなり、服部労災部会長（(株)東久）の中締めで賀詞交換会を締めくくりました。

参加者（カッコ内は人数）

石塚硝子(株)(2)、(株)東海理化(2)、(株)今仙電機製作所、(株)青山製作所、ミヨシ油脂(株)、ヤマザキマザック(株)、東久(株)、石塚物流サービス(株)、大同メタル工業(株)(2)、サンハウス食品(株)(2)、三和鐵鋼(株)、日本紙工(株)、旭有機材(株)、リンナイ(株)、矢崎化工(株)、西武ポリマ化成(株)、サントリープロダクツ(株)、(一社)尾北医師会、川村熱錬工業(株)(2)、尾北環境分析(株)、村田機械(株)、(株)稲葉製作所、トヨタ紡織(株)、丸周建設(株)、(株)永井組、勝建設(株)、(株)波多野工務店、松岡建設(株)、(株)丹羽工務店



安全祈願



拝殿前にて



賀詞交歓風景



梅本署長新年挨拶



鹿間会長新年挨拶



佐々木副会長乾杯



服部労災部会長中締め



司会生駒総務部会長

令和6年度第2回理事会が開催される

～ 安全部会の幹事に山村氏（(株)岩間織機製作所）が選出されました。～

去る1月7日、神明大一社社務所において、今年度第2回の理事会が開催され、安全部会の幹事に(株)岩間織機製作所の山村恒明執行役員の選出が全会一致で議決されました。

そのほか理事会では、事務局から第3四半期までの事業報告、会計報告がなされ、各部会の理事からは各部会の活動報告がなされました。

愛知県下各労働基準協会主催

「労働問題総合対策セミナー」開催

～労働衛生管理に関する諸問題への対応を総括テーマに～
パネリストに大同メタル工業の岡部チーフが出演

さる令和6年12月17日、愛知県下各労働基準協会は岡谷鋼機名古屋公会堂（名古屋市昭和区）において、労働衛生管理に関する諸問題への対応を総括テーマに「労働問題総合対策セミナー」を開催し、愛知県内事業場の経営者、労務人事・安全衛生部門責任者など、後日配信のインターネット受講と合わせて330名が参加しました。



セミナーでは、はじめに橋本名北署長が開会挨拶し、続いて宮澤俊夫法律事務所所長 宮澤俊夫弁護士より「労働者の健康管理をめぐるトラブル事例」をテーマに特別講演が行われました。宮澤弁護士からは、「企業の安全配慮義務」「精神障害（心因性障害）・自殺と企業の損害賠償責任」「脳・心疾患（過労死）と企業の損害賠償責任」「有害化学物質を原因とする労働災害と企業の損害賠償責任」について豊富な裁判例とともに解説が行われました。



次に、「円滑・実効性のある労働衛生管理の実施」をテーマにパネルディスカッションが行われました。パネルディスカッションでは各パネリストが、(1)メンタルヘルス対策(2)過重労働防止対策(3)化学物質管理対策を軸にそれぞれの立場から発言を行い、終盤には「労働者の安全・健康を守るために」として総括を行い考察を深めました。



【パネリスト】

▽宮澤俊夫弁護士▽加藤善士医学博士▽大同メタル工業(株)環境安全・カーボンニュートラル推進センター 岡部昭次チーフ▽三好豊田労働基準協会専務

【コーディネーター】

▽(一社)名北労働基準協会 市之瀬副会長

【当協会関係参加者（オンデマンド受講を含む）】

(株)青山製作所、(株)東海理化、サンハウス食品(株)、リスパック(株)

取得規格

認定取得状況

メンタルヘルス対策-1

- 長時間労働者への産業医面談**
→2か月連続で規定の出勤時間を超えた社員に対し、全員に健康状態のセルフチェックを実施し、希望者及び産業医が面談した社員は産業医面談を行う。3か月連続で規定の出勤時間を超えた場合は、全員産業医面談を実施。対象者には管理職も含まれている。
- ラインケア研修の実施**
→管理者全員を対象に、年に2回「ラインケア研修」を実施。管理者に求められるメンタルヘルスに関する知識や部下のストレスを抱える管理職の役割、組織としての対処方法をレクチャーしている。

メンタルヘルス対策-2

- ストレスチェック結果の活用**
→集約分析結果を踏まえた職場の環境改善及び高ストレス者に対する産業医面談を実施。
- 若年層のサポート**
→入社1年11月社員を対象にメンター制度を実施。直上部署の年次の近い先輩をメンターとして、直接の業務の幅だけでなく、人間関係などの悩みも気軽に相談できる職場を整えている。また、1年目から3年目までは年に1回の研修を実施し、1人前になるまでの成長を手助けしている。

過重労働防止対策

- 休暇の取得促進**
→西半期ごとに休暇取得目標数目を定め、満たない社員に対してイエローカード、オレンジカード、レッドカードを発行して取得を促進。また、二重発給して各部門の取得状況等を全社に発信。
- ノー残業デー**
→毎月水曜日は全社一斉との定時退社日に設定。定時時間に帰宅を促す放送を実施したり、定時後の外線電話の応対を自動音声に切り替える等の取り組みを行っている。さらに労務パトロールを行うなどにより、運用の徹底を図る。
- 業務自体の見直し及び効率化**
→QCサークルを事務部門にも積極的に展開し、単なる労働時間の削減だけでなく、効率化を進める。

化学物質管理対策

化学物質管理規程(DAS3553) 使用する職場毎で
①化学物質安全衛生項目確認表 ②SDS ③化学物質RA(DAS3511) を提出後登録

【資格シリーズ2】

玉掛の資格について

玉掛けとは、工場や建設現場などで荷をクレーンで吊り上げる際に、フックに玉掛用具を用いて掛けたり外したりする作業のことです。ここで留意すべきは、玉掛用具を外す作業も玉掛けと言います。

作業に携わるには、必ず資格（特別教育・技能講習の受講）が必要になります。

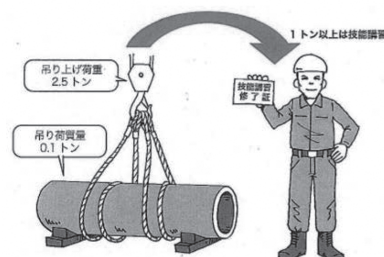
資格が必要である理由は、重い荷を高所に持ち上げることは、どうしても危険が伴うからです。作業に使用するロープの強度や、長さ、クレーンで持ち上げた時の角度やバランスが正しいかなど、作業をする上で安全性を保つためには知識技能は不可欠です。

労働安全衛生法では

つり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛業務に就かせるには玉掛技能講習修了者をつかさねなければならないことになっています。

つり上げ荷重1トン未満のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛業務を行わせるためには、特別教育を行わなければならないことになっています。

ここで、注意すべきは、玉掛けをする荷の重量ではなく、使用するクレーン、移動式クレーン、デリックのつり上げ荷重といった機械装置の性能に応じて、作業できる者が法令で定められていることです。よって、よく工場等で使用されているつり上げ荷重2.9トンのクレーンを使用して重量450kgの材料を吊り上げるためにワイヤーをかける作業には玉掛技能講習が必要になります。



（就業制限に係る業務）

施行令第二十条 法第六十一条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

十六 制限荷重が一トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が一トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務

安衛則

（特別教育を必要とする業務）

第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

十九 つり上げ荷重が一トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務

玉掛技能講習（特別教育）では、吊り荷の重量目測、荷の重心の判断、重量にあった吊り具の選定、合図の方法等について習得します。クレーン・玉掛でよくある死亡災害の事例



クレーン協会HPから

江南労働基準協会では、住友建機教習所の出張講習として年に4回、江南市民文化会館（学科）、犬山のヒロセ（実技）において玉掛技能講習を開催しておりますので、無資格就労がないように玉掛業務を行わせる作業者に受講させてください。

働き世代の睡眠のポイント

1日の睡眠時間は 6時間から8時間

※個人差あり

- ★起床時に太陽の光を浴びて、体内時計をリセット。
- ★平日に睡眠時間がとれない人は、1日だけ早く寝る曜日を決めて睡眠時間を確保する。
- ★休日の起床時間は平日とのずれを2時間以内にする。
- ★日中の眠気には、午後早い時間に15～30分以内の昼寝で対策。

眠れないときは 無理に眠らない

- ★眠気がないときに無理に眠ろうとすると、むしろ脳が興奮するのでNG。
- ★眠れないときは一旦寝床を離れ、眠くなるまで部屋を暗くして安静にする。



寝室の環境づくりも大切

- ★静かな環境でリラックスできる寝衣・寝具を使う。
- ★できるだけ部屋を暗くし、就寝の2時間前からスマホなどの強い光を避ける。
- ★エアコンや加湿器を使い、温度・湿度を保つ。寝床内の温度は33℃前後が眠りやすい。

室温の目安 夏: 25～28℃ 冬: 15～18℃

湿度の目安 40～60%

女性は ホルモンバランスの影響が大きい

- ★女性は月経・妊娠・育児・閉経に伴い、女性ホルモンが睡眠に影響を与える。
- ★更年期の不眠症状が気になる場合は婦人科へ。

月経周期による睡眠への影響例

- ・月経前に睡眠が浅くなり、日中の眠気が強まる
- ・月経時は貧血でむずむず脚症候群が起こりやすい(鉄分不足による脚の不快感) など

交代勤務(夜勤)の場合は 仮眠で睡眠時間を確保

- ★0時～4時に20分～50分の仮眠をとると、仕事の効率が改善する。
- ★仮眠をとる前にコーヒーなどでカフェインをとると目覚めが良い。



それでも… 改善しないときは 病院へ

- ★生活習慣等を改善しても眠れない、眠っても日中に強い眠気がある場合は、不眠症や閉塞性睡眠時無呼吸症候群など睡眠障害の可能性も考えられます。専門の医師に相談しましょう。

出典 全日本労働福祉協会広報誌より

明るい職場は まず健康診断から

- ◎労働安全衛生法による 健康診断(巡回)
 - ☆定期健診・特殊健診(じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等)
- ◎成人病健康診断(巡回)
 - ☆胃部レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波(エコー)検査
 - ☆腫瘍マーカー検査・眼底検査等
- ◎人間ドック(東海診療所)
 - ☆お得なセット料金により6コースあります
- ◎作業環境測定
 - ☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等

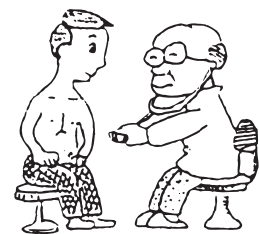
労働基準協会指定

健康診断機関等名簿登載(1-13-03)・作業環境測定機関等名簿登載(23-44)

一般
財団法人

全日本労働福祉協会 東海支部

〒457-0832 名古屋市南区浜中町1-5-1 TEL(052)602-4797 FAX(052)602-6821



お申込みは、書面(またはハガキ)並びに電話(またはファックス)のいずれでも、ご連絡をお願い申し上げます。

労働基準法の基礎知識(その8)

適切な労務管理のポイント

法令や労使間で定めたルールの遵守はもちろん、労使間での事前の十分な話合いや、お互いの信頼関係や尊厳を守る配慮は、労使間の紛争防止に不可欠です。

1 賃金の支払等

(1) 賃金の確実な支払

賃金は、労働者にとって重要な生活の糧であり、確実な支払が確保されなければなりません。

● 法令（労働基準法第24条）

賃金は、①通貨で、②直接労働者に、③全額を、④毎月1回以上、⑤一定の期日を定めて支払わなければなりません。

(2) 退職金・社内預金の確実な支払等のための保全措置

退職金は労働者の退職後の生活に重要な意味を持つものです。

社内預金は労働者の貴重な貯蓄です。

企業が倒産した場合でも、労働者にその支払や返還が確実になされなければなりません。

● 法令（賃金の支払の確保等に関する法律第3条、第5条）

退職金制度を設けている場合には、確実な支払のための保全措置を講ずるよう努めなければなりません。

また、社内預金制度を設けている場合には、確実な返還のための保全措置を講じなければなりません。

(3) 休業手当の支払

企業側（使用者）の都合で休業させた場合には、労働者に休業手当を支払い、一定の収入を保障する必要があります。

● 法令（労働基準法第26条）

一時帰休など企業側の都合（使用者の責に帰すべき事由）で所定労働日に労働者を休業させた場合には、休業させた日について平均賃金の100分の60以上の休業手当を支払わなければなりません。

2 労働条件の変更

労働条件の引下げ等を行う場合は、法令等で定められた手続等を遵守し、労使間で事前に十分な話合いなどを行うことが必要です。

(1) 合意による変更

労働契約の変更は、労働者と使用者が合意して行うことが原則です。（労働契約法第3条）

労働者と使用者が合意すれば、労働条件を変更することができます。（労働契約法第8条）

(2) 就業規則による変更

原則として、使用者が一方的に就業規則を変更して、労働者の不利益に労働条件を変更することはできません。

ただし、次の2つの要件を満たす場合は、就業規則を変更して労働条件を変更できます。

- ・就業規則の変更が合理的であること
- ・変更後の就業規則を労働者に周知させること

● 法令（労働契約法第9条、第10条）

使用者は、労働者の合意を得ない限り、一方的に就業規則を変更して、労働者の不利益に労働条件を変更することはできません。

ただし、使用者が、次の要件を満たせば、就業規則を変更して労働条件を変更することができます。

①その変更が、以下の事情などに照らして合理的であること。

- ・労働者の受ける不利益の程度
- ・労働条件の変更の必要性
- ・変更後の就業規則の内容の相当性
- ・労働組合等との交渉の状況

②労働者に変更後の就業規則を周知させること。

● 法令（労働基準法第90条）

就業規則の作成や変更を行うに当たっては、以下の意見を聴かなければなりません。

- ・事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合は、その労働組合の意見
- ・事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は、労働者の過半数を代表する者の意見

次号に続く

江南労働基準協会各部会研修会等のご案内

【労災・福祉部会】

労災・労務管理研修会 2月5日(木) 13時30分～15時30分 於：江南市民文化会館
オンラインでも受講できます

講師 江南労働基準監督署監督安衛課長 労災補償課長

内容 1) 労働時間の管理と時間外労働の上限規制適用開始について
2) 第三者行為災害について

案内・申込書はHPをご覧ください。

【リスクアセスメント出前講座】

リスクアセスメントの理念等について説明します

2月12日(水) 14時00分～15時30分 於：江南市民文化会館

講師：江南労働基準監督署 担当官

案内・申込書はHPをご覧ください。

【zoomによるメンタルヘルス研修】

メンタルヘルス教育を企画・実施するに当たって知って欲しいこと等を説明します。

2月27日(木) 10時～11時40分

講師 加藤善士医学博士（もろかみ労働安全衛生コンサルタント事務所代表）

案内・申込書はHPをご覧ください。

令和6年 愛知県の全産業死亡災害一覧

愛知労働局 労働基準部 安全課

発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因
R6.12.7. 2024 0:00	交通事故(道路) 乗用車、バス、バイク	トラックと乗用車が交差点で出会い頭に衝突した際に、乗用車が左側の燃料タンクと後輪の間部分に追突したため、その衝撃でトラックの運転席側がガードレール上に横転したもの。
事業場規模 50～99名 業種 道路貨物運送業 50代 貨物自動車運転者 経歴 0年		

愛知労働局管内死亡災害発生状況
(令和7年1月6日現在)

※()内は交通事故による死亡者数で内数である。

業種	年別	令和6年速報値	令和5年同期	令和5年(確定)
製 造 業		6(1)	8(0)	8(0)
食料品製造業		0(0)	0(0)	0(0)
化 学 工 業		0(0)	0(0)	0(0)
鉄鋼・非鉄金属		0(0)	3(0)	3(0)
金 属 製 品		1(0)	0(0)	0(0)
一般・電気・輸送用		2(1)	0(0)	0(0)
そ の 他		3(0)	5(0)	5(0)
建 設 業		7(2)	5(1)	6(1)
土木工事業		0(0)	0(0)	0(0)
建築工事業		5(1)	5(1)	6(1)
そ の 他		2(1)	0(0)	0(0)
陸上貨物運送事業		3(1)	8(2)	10(3)
商 業		8(6)	4(2)	4(2)
卸 売 業		1(0)	2(0)	2(0)
小 売 業		6(5)	2(2)	2(2)
そ の 他		1(1)	0(0)	0(0)
清 掃 ・ と 畜 業		2(0)	4(0)	4(0)
上記以外の事業		3(1)	2(1)	3(1)
合 計		29(11)	31(6)	35(7)

令和6年 労働災害発生状況

江南労働基準監督署

業 種	令和6年 12月末現在		前年同期		業 種	令和6年 12月末現在		前年同期	
	死亡	休業	死亡	休業		死亡	休業	死亡	休業
食料品製造業	0	18	0	9	建 設 業	0	21	0	16
織 維 工 業	0	2	0	0	運輸交通業	1	49	0	28
木材・木製品 製 造 業	0	0	0	2	陸上貨物取扱業	0	17	0	17
パルプ・紙・ 印刷・製本業	0	2	0	5	商 業	0	33	0	28
化学工業	0	7	0	11	金融・広告業	0	8	0	6
窯業・土石 製品製造業	0	3	1	3	保健・衛生業	0	57	0	80
鉄鋼業・非鉄 金属製造業	0	1	0	7	接客娯楽業	0	15	0	13
金属製品製造業	0	11	0	16	清掃・と畜業	0	11	0	9
一 般 機 械 器具製造業	0	8	0	9	その他の事業	0	14	0	18
電 気 機 械 器具製造業	0	3	0	2	合 計	1	294	1	294
輸送用機械 器具製造業	0	8	0	7	注 ・休業4日以上の労働災害を集計(労働者死傷病報告による)。 ・「木材・木製品製造業」は、木製家具装備品製造業を含む。 ・「金属製品製造業」は、金属製家具装備品製造業を含む。				
その他の製造業	0	6	0	8					
小 計	0	69	1	79					

江南労働基準協会講習会・研修会予定表(2月～5月)

最新の情報は江南協会HPで

	講習	2月	3月	4月	5月	江南協会受講料(税込み)
特別教育	アーク溶接特別教育 実技は日本軽金属名古屋工場(稲沢)					会 員18,700円 非会員20,900円
	自由研削といし取換え等特別教育					会 員 9,350円 非会員11,550円
	低圧電気業務特別教育(実技7Hコース)		3.4(江南)			会 員20,350円 非会員22,550円
	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育		13(江南)		13(江南)	会 員 9,350円 非会員11,550円
	粉じん作業特別教育 (希望者にはマスクフィットテストを実施)				21(江南)	会 員 6,600円 非会員 8,800円
法令・通達に 基づく安全衛生 教育・研修	雇入れ時等安全衛生教育			8(一宮)		会 員 7,480円 非会員 9,680円
	安全管理者選任時研修			21.22(一宮)	28.27(名古屋) 15.18(名古屋)	会 員17,050円 非会員19,250円
	新任職長・安全衛生責任者教育	6.7(江南)		17.18(江南)		(職長) 会 員13,200円 非会員15,400円 (安責者併合) 会 員15,950円 非会員18,150円
	フォークリフト運転従事者に対する安全衛生教育				21(江南)	会 員 7,700円 非会員 9,900円
	化学物質管理者講習会		11(江南)		15(江南)	会 員 9,900円 非会員16,500円
	保護具着用管理責任者講習	13 (江南)		24(江南)		会 員12,100円 非会員16,501円
	有機溶剤業務従事者に対する安全衛生教育					会 員 6,600円 非会員 8,800円
その他の教育 ・訓練・研修 ・勉強会	危険予知訓練(KYT) 4Hコース				20(江南)	会 員 5,500円 非会員 7,700円
	衛生管理者免許試験準備講習(2日講習)					会 員13,200円 非会員15,400円
クレーン関係	クレーン・玉掛(特例)併合講習 (実施機関:住友建機教習所) 実技はヒロセ名古屋工場(犬山)				13.14.15.18 (江南)	会 員38,000円 非会員39,100円
	玉掛技能講習(特例) (実施機関:住友建機教習所) 実技はヒロセ名古屋工場(犬山)				14.15.18 (江南)	26,000円
	クレーン特別教育 実技はヒロセ名古屋工場(犬山)				13.14.18 (江南)	会 員14,300円 非会員15,400円
	床上操作式クレーン技能講習 (実施機関:住友建機教習所) 実技はヒロセ名古屋工場(犬山)		5.6.9(江南)			37,000円
呼吸用保護具 フィットテスト	溶接ヒュームの健康障害防止のための防じんマスクに係る定量的フィットテスト	随時(申込みがあれば実施します)				会員限定、HPをご覧ください。 使い捨ての場合max2,200円/人
無料講習	リスクアセスメント出前講座	12(江南)				無料
	労災・労務管理研修会	5(江南)				無料
	zoomによるメンタルヘルス研修(追加研修)	27(江南)				無料

太字は新規講習 案内・申込書(愛知労働基準協会主催講習は除く)は当協会ホームページからダウンロードしてください。

() は会場:(江南)はHome&nicoホール(江南市民文化会館) (犬山)は犬山市民交流センター(フロイデ)又は犬山市南部公民館 (一宮)は一宮地産産業ファッションデザインセンター

(注) 日程は、会場、講師等の都合により中止又変更する場合があります。

(注) 受講料は、テキスト代等諸般の事情により変更する場合があります。

名北・名西労働基準協会講習会・研修会予定表(2月～4月)
江南協会の講習日程等が合わない場合には、名北、名西協会の講習をご利用ください。

	講習名	2月	3月	4月	名北受講料(税込)	名西受講料(税込)
特別教育	アーク溶接特別教育(学科のみ実技なし)				会 員15,000円 非会員21,000円	
	自由研削といし取換え等特別教育				会 員10,000円 非会員13,330円	
	低圧電気業務特別教育(学科のみ実技なし)				会 員 8,580円 非会員13,330円	会 員10,000円 非会員10,560円
	高圧・特別高圧電気業務特別教育(学科のみ実技なし)				会 員15,000円 非会員21,000円	
	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	5(名西)				会 員 9,570円 非会員11,550円
	粉じん作業特別教育				会 員 7,500円 非会員 9,990円	
	融欠危険作業特別教育				会 員 5,500円 非会員 7,700円	
法令、通達に基づく安全衛生教育・研修	安全管理者選任時研修		6.7(名北)		会 員19,000円 非会員24,570円	会 員17,600円 非会員19,800円
	安全衛生推進者養成講習	27.28(名北) 18.19(名西)			15550円	15,550円
	衛生推進者養成講習	14(名北)			10000円	
	新任職長教育	5.6(名北)			会 員15,550円 非会員21,110円	
	新任職長・安全衛生責任者教育	19.20(名北)			会 員16,650円 非会員22,220円	会 員16,170円 非会員19,149円
	フォークリフト運転従事者に対する安全衛生教育				会 員10,000円 非会員13,300円	
	化学物質管理者講習会				会 員15,400円 非会員18,700円	会 員15,000円 非会員17,000円
	保護具着用管理責任者講習			21 (名西)	会 員16,500円 非会員19,800円	
その他の教育・訓練・研修・勉強会	KYリーダー養成講習				会 員10,000円 非会員13,300円	
	衛生管理者受験対策講座(2.5日講習)		11.12.25 (名北)		(1種)会 員22,200円 非会員31,090円	
	衛生管理者受験対策講座(2日講習)					(1種)会 員18,150円 非会員21,560円
	熱中症予防管理者研修				会 員 6,000円 非会員 7,000円	

申込みは直接各協会にお申込みください。

名北協会の講習会場は名北協会(名古屋市北区清水1-13-1)、名西協会は、豊和工業厚生会館(清須市須ヶ口)又はウイंकあいち(名古屋市中村区名駅4)です。
江南一宮地区の講習日程が合わない場合には、名北、名西協会の講習をご利用ください。

令和7年度 愛知県下各協会合同開催事業 開催予定表(当協会も主催機関です)

種別	講習会名	QRコード	2月	3月	4月	会費(単位:円)		会 場
						会 員	非会員	
総労働法講座	1. 労働実務基礎講習(半日)		4	11	9	無 料		名北労働基準協会 他
	2. 労働実務総合研修(1日)		13		15	10,000	13,330	名北労働基準協会
	3. 労働実務専門講座(4日間)		12 26			全日 36,700	全日 44,500	名北労働基準協会
	4. 建設業雇用管理者研修(1日)					無 料		名北労働基準協会 他
セ労働問題セミナー	1. 労働問題総合対策セミナー					無 料		岡谷鋼機名古屋公会堂
	2. 労働トラブル防止総合講座		21			6,900	9,130	名北労働基準協会
衛安全	1. 携帯丸のこ等取扱作業従事者教育		7			7,300	8,900	名古屋市工業研究所
	2. 振動工具取扱作業安全衛生教育					7,300	8,900	名古屋市工業研究所
	3. 騒音障害防止対策管理者労働衛生教育					8,690	11,990	あいち産業科学技術センター
	4. 名古屋・尾張労働災害防止大会			3		無料(資料1000円)		ウイंकあいち
社員教育	1. 管理能力向上研修	 1～3 4～6		5		6,000	7,000	名北労働基準協会
	2. メンタルヘルス管理者研修			4		6,000	7,000	名北労働基準協会
	3. 人事考課者研修					6,000	7,000	名北労働基準協会
	4. ハラスメント防止研修		18			6,000	7,000	名北労働基準協会
	5. ハラスメント相談担当者研修		18			6,000	7,000	名北労働基準協会
	6. 採用担当者研修					6,000	7,000	名北労働基準協会

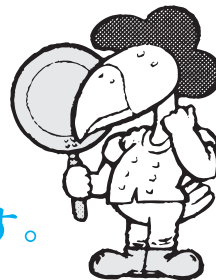
・江南労働基準監督署管内の事業所の申込手続きは江南労働基準協会が行います。

給食のいずみ★いずみのお弁当



おいしさと安心をお届け。

いろいろなシーンでさまざまな「食」を創っています。



本社／愛知県丹羽郡大口町下小口三丁目123番地

TEL(0587)95-7181(代)

<https://izumi-lunch.co.jp>



◆愛知北営業所 (0587)95-6123

愛知県HACCP導入認定施設 第1-4号

◆岐阜関営業所 (0575)22-6300

《企業フードサービス》社員レストラン・弁当給食
《ウェルフェアフード 福祉施設給食及び食堂運営・サービス》在宅高齢者配食
《学生フードサービス》学生食堂・幼稚園給食
《ケータリングサービス》出張パーティー・仕出し料理



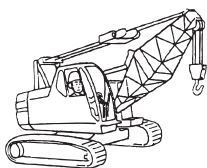
安全を基本に、プロへの道をひらく

免許講習

- クレーン運転士(5T以上)
- 移動式クレーン運転士(5T以上)

特別教育等

- フルハーネス
- 研削といし(グラインダー)
- アーク溶接
- クレーン(5T未満)
- 酸素欠乏症等
- 巻上げ(ウインチ)
- 安全管理者選任時研修
- ローラー
- 高所作業車
- 小型車両系
- 低圧電気
- 粉じん



技能講習

- 玉掛け
- フォークリフト
- 小型移動式クレーン
- 不整地運搬車
- ガス溶接
- 床上操作式クレーン
- 解体用機械
- 車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)
- 高所作業車

国道23号 豊明インターより国道1号線を岡崎方面へ3.5km右側です

愛知労働局長登録教習機関 住友建機販売

住友建機教習所 愛知教習センター

〒448-0002 愛知県刈谷市一里山町深田1-1

TEL 0566-35-1311 FAX 0566-35-1300

<http://nagoya.sumitomokenki.co.jp>

ネット予約はこちらから → すみともけんき 愛知 検索

21世紀をすこやかに 職場の健康管理をサポートいたします

健康診断

人間ドック

保健指導

精密検査

内科

事業所様(健保組合)指定項目など柔軟に対応させていただきます。
ご予約・お問い合わせなど、お気軽にお電話いただければ幸いです。



0120-582-751

名古屋駅より徒歩約5分。名古屋駅地下街からアクセス可能です。



一般
財団法人

全日本労働福祉協会 東海診療所

〒450-0333 名古屋市中村区名駅南1-24-20 名古屋三井ビルディング新館3階 TEL 052-582-0751

